明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三八五）　三
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（三八六）　四
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令（三八七）　五
○地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三八八）　六
○地域再生法施行令の一部を改正する政令（三八九）　一〇
○マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（三九〇）　一一
○外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令（三九一）　一二
○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三九二）　一三
○関税法施行令等の一部を改正する政令（三九三）　一四
○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（三九四）　一五
○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（三九五）　一五
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三九六）　一五
○介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（三九七）　一五
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三九八）　一五

〔府　令〕
○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八一）　一五

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（内閣府・総務七）　一五

〔省　令〕
○不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令（法務三二）　三
○関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（財務九三）　三
○税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令及び財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（同九四）　三
○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（同九五）　三
○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一三五）　三
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（同一三六）　三
○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産六八）　三
○関税暫定措置法施行令第三十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法を定める省令（同六九）　四
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業六四）　四
○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第五条第二項の規定により質問又は検査に立ち会う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（同六五）　四

〔告　示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府二七七～二八六）　三七
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同二八七、二八八）　三七
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同二八九）　三七
○地域再生計画を認定した件（同二九〇～二九五）　三八
○地域再生計画の変更を認定した件（同二九六～二九八）　三八
○総合特別区域計画を認定した件（同二九九）　三九
○総合特別区域計画の変更を認定した件（同三〇〇～三〇三）　三九
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委五五）　四〇
○健康増進法の規定に基づく登録試験機関の登録事項の変更の件（消費者庁五）　四〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**原子力委員会設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三八五号）（内閣府本府）

原子力委員会設置法の一部を改正する法律（平成二六年法律第八七号）の施行期日は、平成二六年一二月一六日とすることとした。

◇**行政機関職員定員令の一部を改正する政令**（政令第三八六号）（内閣官房）

1　エボラ出血熱に関する対応に一層万全を期すため、厚生労働省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第三八七号）（国土交通省）

1　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の主たる事務所を東京都に置く期限を変更することとした。（附則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三八八号）（内閣官房）

地域再生法の一部を改正する法律（平成二六年法律第一二八号）の施行期日は、平成二六年一二月一五日とすることとした。

◇**地域再生法施行令の一部を改正する政令**（政令第三八九号）（内閣官房）

1　地域再生法（平成一七年法律第二四号。以下「法」という。）第五条第四項第四号の政令で定める地域農林水産業振興施設は、主として次に掲げる事業を行う施設その他農林水産省令で定める施設とすることとした。（第三条関係）

(一)　農林水産物を生産する事業

(二)　地域農林水産物（その施設の所在する地域で生産された農林水産物をいう。以下同じ。）を加工する事業